

環 評 審 第 1 3 号
平成 1 4 年 2 月 1 9 日

沖縄県知事
稲 嶺 恵 一 殿

沖縄県環境影響評価審査会
会 長 津 嘉 山 正 光

環境影響評価準備書の審査について（答申）

平成 1 3 年 1 1 月 3 0 日付け沖縄県諮問文第 1 2 号で諮問のあった、那覇市・南風原町ごみ処理施設事務組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書の審査について、別添のとおり答申します。

(別 添)

那覇市・南風原町ごみ処理施設事務組合ごみ処理施設整備事業
に係る環境影響評価準備書について

- 1．当該事業は、平成13年11月1日から全面施行された沖縄県環境影響評価条例の対象事業となり、当該環境影響評価準備書は、条例の経過措置により、本条例に基づく手続きを経た書類とみなされるが、その内容は本条例に基づいて作成されたものではないことから、環境影響評価書については、条例に基づき作成させること。
- 2．対象事業等の名称、目的及び内容について
 - (1) 事業規模の算定手法と、規模の算定に係わる将来のごみ発生量、1人当たりのゴミ排出量の推計結果及び人口の推計結果について記載させること。

なお、ゴミ発生量の推計結果については、想定される日最大処理量及びその際のゴミピットでの保管量についても記載させること。
 - (2) 植栽計画（緑化計画）を示させること。なお、植栽計画については、植物及び景観への影響の予測・評価の結果を考慮させ、環境の回復を図る計画とさせること。
 - (3) 設備計画、公害防止計画及び建設計画の記述内容が具体的でないことから、より詳細に記載させること。
- 3．搬入計画については、時間帯毎の派生車両計画台数についても追記させ、渋滞に及ぼす影響について考慮しているのかを示させること。
- 4．事業の実施による「工事中」の影響について、「陸域生物」、「生態系」、「人と自然との触れ合い活動の場」、「歴史的・文化的環境」、「廃棄物等」を選択していないことから、これらの項目の選定について再度検討させ、必要に応じて環境影響評価項目として選定させること。
- 5．事業の実施による「存在」の影響について、「水象」、「地形・地質」、「日照障害」、「生態系」、「歴史的・文化的環境」を選定していないことから、これらの項目の選定について再度検討させ、必要に応じて環境影響評価項目として選定させること。

6．事業の実施による「活動」の影響について、「地下水の水質」、「水象」、「廃棄物等」、「温室効果ガス等」を、また、「収集車の走行」の影響として「人と自然との触れ合い活動の場」、「歴史的・文化的環境」を選定していないことから、これらの項目の選定について再度検討させ、必要に応じて環境影響評価項目として選定させること。

7．予測の方針等の記述内容が具体的でないことから、より詳細に記載させること。

8．評価の方針は、条例に基づき次のとおりとさせること。

(1) 事業の実施が、複数案の比較や事業者により実行可能なよりよい技術の導入等の環境保全措置により、環境に与える影響について回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。

(2) 調査及び予測の結果と、国又は関係する地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策との間に整合が図られているかどうかを評価する。

9．大気質について

(1) 施設活動時の予測条件について、排出条件の根拠を示させること。なお、発注する際の性能との比較検討のため、当該施設と同規模の類似施設における、排ガスの排出量・排出濃度等についても示させること。

また、設備計画の焼却施設フローによると、灰溶融炉からの排ガスは焼却施設煙突に導かれることになっていることから、排出条件において整合を図らせること。

(2) 予測においては、日最大処理時についても考慮させること。

(3) 活動の影響について、回避・低減に係る評価がなされていないことから、これを追加させること。また、予測についての記述内容が具体的でないことから、より詳細に記述させること。

工事中の大気質への影響については、予測時点や建設機械の稼働台数等の設定が不適切と考えられることから、予測及び評価をやり直させること。また、回避・低減に係る評価がなされていないことから、これを追加させること。

10．騒音について

(1) 活動（供用後）の影響について、建物の構造や音源となる機械の配置等が未確定で、予測の不確実性の程度が高いと考えられることから、評価は、その予測の不確実性の程度も踏まえたものとさせること。

(2) 工事に伴う関係車両及び活動時の施設関係車両による騒音の影響については、予測条件である交通量を再度検討し、必要に応じて予測及び評価をやり直させること。

(3) 新しい搬入ルートについては、道路交通騒音に対する環境保全措置として、吸音アスファルトや排水性舗装等の工法を検討させること。

11. 工事に伴う関係車両及び活動時の施設関係車両による振動の影響については、予測条件である交通量を再度検討させ、必要に応じて予測及び評価をやり直させること。

12. 低周波音の予測について、現時点において新施設の機種が未確定で、予測の不確実性の程度が大きいと考えられることから、評価は、その予測の不確実性の程度も踏まえたものとさせること。

また、回避・低減に係る評価がなされていないことから、これを追加させること。

13. 悪臭について

(1) 類似事例による予測においては、その類似性が高いものであることを示させた上で、類似性を考慮した予測とさせること。なお、その際は、悪臭がゴミの状態・気温等により大きく変化することから、現有施設に係る悪臭測定をどのような状況で行ったのかについても示させること。

(2) 予測に当たっては、日最大処理時のゴミピットの状態も考慮させること。

(3) 評価に当たっては、臭いの相乗作用や相殺作用等の悪臭の特性を考慮して行わせること。

14. 水質汚濁について

(1) 活動（供用後）の影響について、回避・低減の評価がなされていないことから、これを追加させること。

(2) 工事の影響について、その予測の内容が不十分であることから、予測及び評価をやり直させること。また、回避・低減の評価がなされていないことからこれを追加させること。なお、濁水の排出濃度については、事業者として可能な限り排出濃度を低減化させること。

15. 土壌汚染の影響については、排ガス中に含まれる重金属類についてより詳細に行わせるとともに、予測地点を再度検討させてやり直させること。また、評価に当たっては、回避・低減に係る評価も行わせること。

なお、汚染の程度の予測について定性的に行う理由については、より具体的に記述させること。

16．電波障害への影響については、現有施設の構造と新施設の構造との類似性を示させるとともに、障害発生時に講じる対策について、より具体的に示させること。

17．動物・植物への影響について

(1) 動物及び植物についての現況の把握及び予測・評価が不十分であることから、当該事業実施区域及び弁ヶ岳を含む周辺域の環境そのものについても評価させ、また、都市における人工的植栽の価値を評価させた上で、一般的に予測・評価をやり直させること。

また、調査の内容が不十分で予測の不確実性の程度が大きいと考えられることから、工事中及び活動時（供用後）の事後調査項目として動物及び植物を選定させること。

(2) 動物・植物の調査結果の記載内容が不十分であることから、評価書においては、調査範囲、調査方法、調査結果等について詳細に記載させること。また、植生調査の結果についても、区分された各群落の組成表について追記させること。

(3) 動物・植物の貴重種の判断根拠については、最新の資料を用いること。

18．景観については、その調査内容が不十分であり、評価において、近景の影響の度合いについて評価がなされていない。また、遠景と中景についての、周辺景観との調和を図ることができるとの評価は不適切である。さらに、当該施設の存在が、地域において象徴的な弁ヶ岳や歴史的・文化的価値の高い首里城周辺の景観に与える影響についても予測・評価が必要である。

以上のことから、景観資源及び視点場を再度検討させて予測・評価をやり直させるとともに、現時点における環境保全措置あるいは環境配慮の方針等を示させること。

また、詳細な施設の構造等が未確定であることから、実施設計時にあらためて調査、予測及び評価を行わせること。その際には、圍繞景観を追加させるとともに、物理的变化量の測定や計量心理学的手法等により定量的な予測を行わせること。

19．人と自然との触れ合い活動の場については、野外レクリエーション施設だけでなく、人と自然とが日常的に触れ合っている場についても把握する必要があることから、予測をやり直させること。

また、その際には、その利用状況等の変化、工事中のアクセス阻害につい

での影響についても予測及び評価を行わせるとともに、施設への道路が開邦高校への通学路に利用されていることについても考慮させること。

20．活動時（供用後）の環境保全措置については、搬入車両による大気質、騒音、振動、水質（搬入車両からの汚水）への影響に対する措置についても検討させること。

また、住民意見に対する都市計画決定権者の見解において示されている環境保全措置についても評価書に記載させること。

21．住民意見に対する都市計画決定権者の見解については、より詳細かつ丁寧に見解を示させる必要があることから、住民意見に対する都市計画決定権者の見解の内容を再度検討させ、修正が必要であれば、評価書において修正させること。

22．当該事業予定地周辺に立地している生活環境関連施設による環境への負荷と、当該施設による環境への負荷の重合的な環境への負荷を軽減するために、関係機関と連携を図りながら、これらの施設の改善について努めさせること。